

意見陳述書ー本件訴訟をはじめるとにあってー

2012年7月12日

原告ら訴訟代理人 弁護士和田光弘

本年4月に提起しました柏崎刈羽原発運転差し止め訴訟の訴状を陳述するにあたり、本件訴訟の意味について、あらためて裁判所にお考えいただきたいと思っています。

この新潟地方裁判所においては、過去、本件原発1号機の設置許可処分取消訴訟が審理されてきました。同訴訟が2009年4月の最高裁判決を迎えるまで、私も代理人の一人として本件原発の危険性を指摘し続けました。過酷事故が起きれば立地審査指針で評価されている公衆被曝線量年間1ミリシーベルトの基準は超えるのではないかと、長岡平野西縁断層による大きな揺れがあり得るのではないかと、スマトラ沖地震における津波は日本でも起きうるのではないかと、果ては飛行機テロとしての攻撃目標にされたら耐えられるのかまでも主張してきました。それらはすべて起き得る危険性を指摘し、原子炉等規制法における「災害防止上支障のないこと」という基準の適用にあたり、国の安全評価が誤っている、大きな間違いを起しているという結論を求めるものであり、それによって、公害の発生を未然に防ぐためのものでした。

しかし、2011年3月11日の東日本大震災の発災を迎えて、その意味は大きく変わりました。被告東京電力が運転管理を行ってきた福島第一原発において、被告が炉心損傷事故を引起こしたからです。被告は、日本における公害の歴史において、かつてない規模の深刻な公害事故を引起こしました。

公衆被曝線量年間1ミリシーベルトを超える被曝を引起こした原因は何か。炉心損傷に至った原因は何か。外部電源・非常用電源の全喪失を想定していなかった原因は何か。指摘された津波高さの対策をとらなかった理由は何か。

被告は本件訴訟の当事者としてだけでなく、公害原因企業としてこれらの情報をすべて開示する義務があります。

そうでなければ、多くの人々が被告を許せないのです。福島第一原発事故の拡大を防止するためにあえて規定を超える被曝を覚悟した労働者の人たち、決死の思いで注水作業を決行した消防士の人たち、何よりも愛してやまない故郷や家族を失った方たち、(そのなかには、家族の遺体さえも捜索できないまま避難を強いられた人たちも居ます)さらには、訴状で述べるように、自らの事業

の放棄を余儀なくされ自死した人たち、個別に指摘できない多くの被害者の人々が居ます。そうした、この原発事故で自らが選びとるべき人生を奪われたすべての人たちに対して、被告は真摯に情報を開示しなければなりません。

被告が公害原因企業として事故情報開示義務を負うということは、福島第一原発と同様の施設である本件原発の運転管理に関しても同様です。あらゆる安全又は危険に関する情報についても、被告には開示義務があります。

さらに本件訴訟との関係で言えば、被告は、「既往最大」すなわち過去の歴史上において起きたあらゆる事故事象において最大に評価されている事故事象に耐えて、万に一つも事故に至らないということ自体を立証する責任を負担すべきです。少なくとも、原告らが指摘する危険性について、被告はそれを除去できることを証拠によって明確に説明しなければなりません。「危険が取り除けるか取り除けないか分からない」という程度ではすみません。

福島第一原発の事故によって、福島県では15万人を超える人々が福島県内県外に避難しています。新潟県においても、約7000人もの方々が避難しています。住み慣れた土地を失うことのつらさに加え、家族の別居を強いられるつらさ、家族そのものを失ったつらさ、地域社会そのものを失ったつらさ、この例えようもないつらさを生み出したのは、被告による原発事故です。

これだけの大被害だからこそ、もはや「公」（おおやけ）の害であり、それだけの被害をもたらす危険性があるからこそ、原発制御の技術は、公的な性格を帯びるものです。

かつて、先行する本件原発の行政訴訟の補佐人になられた故高木仁三郎さんは「原発事故はなぜくりかえすのか」という著書（岩波新書）において述べられました。

「自分たちの作ったシステムを本当に公的な責任において調べているかどうか、自分たちのかかわった技術の公的性格、普遍的性格というものをどこまで徹底して究明する義務があると考えているか、この公的という視点がなければ真の検証はできないでしょう。」（同書130頁）

裁判所におかれては、中越地震及び中越沖地震で既に被災している本件原発に対し、避難を強いられている福島県の人々同様に、厳しい視線を向けられることをお願いしたいと思います。